

令玄会 市場規約

第1条(市場概要)

・当会は「令玄会」と称し、美術品類を中心とするリユース可能な商品の取引市場であり、公正かつ公平な市場の発展を目的として開催されるものである。

第2条(参加資格)

・古物営業法に基づき各都道府県の公安委員会発行の古物許可証取得者で、当会規約を遵守できるものに限ることとする。また、新規会員は既会員の推薦紹介を必要とする。

第3条(開催場所・日時・搬出入等)

- ・開催場所: 上野グリーンクラブ 東京都台東区上野公園 3-42
- ・開催日: 毎月7日 午前9時半開始 終了まで
- ・搬出入: 原則は市場開催当日。

第4条(取扱い商品)

・美術品類、衣類、時計、宝飾品類、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮類・ゴム製品類、書籍類、金券類、その他リユース可能な物品全般とする。

第5条(取扱い不可能な商品)

- ・危険物、盗難品、古物営業法に反する物品全般および、当会がふさわしくないと判断した作品。
- ・万一落札品が盗難品であった場合、買主は当該商品を当会に返還する。損害賠償については、買主、売主で協議する。

第6条(取引された商品の保証及び返品)

- ・売主は所定鑑定人のいる作品については、保証をすることが出来る。それが正しくないと判断された場合、買主は無条件で売主に返品できる。その際の罰金や利息は付加しないこととし、その保証期間は180日までとする。
- ・工芸印刷の絵画については、当日のみ返品を認める。但し、日本以外の工芸印刷作品は対象外とする。
- ・金、プラチナ、腕時計等売主がその責任において保証した作品に瑕疵があった場合は無条件で売主に返品できる。その保証期間は7日までとする。
- ・返品を希望する際は、当事者間で協議し交渉を行うこと。

第7条 (参加料および歩銭)

- ・登録料 なし
- ・参加料 1名 2000円
- 中国製品売買タイム 買歩:6%、売歩:6%
- 日本製品売買タイム 買歩:0%、売歩:6%

第 8 条(競りについて)

- ・売主は1社1屋号とし、預かり品がある場合は売主の屋号にて、責任を持って対応する。
- ・落札作品は落札した時点で買主に所有権が移行し、買主の管理責任とする。
- ・取引は競りにておこなうが場合により希望価格での取引となることもある。また、商品に最低落札価格がある場合は、事前に会役員または競人に申し出ること。

第 9 条(精算について)

- ・落札作品の代金は、当日現金決済とする。
- 但し、会が承認した買主のみ、後日振り込みも認めることとする。また、売主の売上金額が 2000 万超えた場合、その支払いは後日になる場合がある。

第 10 条(注意事項)

- ・作品の下見する場合には会役員または売主の許可を得て、取扱いには十分注意すること。また、下見中の紛失、破損に関しては、原則的に当会は債務を負わない。
- ・落札後の作品の紛失、破損についても、原則当会は債務を負わない。
- ・荷物を持ち出す際は、他人の作品と間違わないよう各自伝票と照合し、万一誤りに気づいた場合は迅速に会役員に連絡すること。
- ・作品に関するクレーム、トラブル等は会開催中に会役員に申し出ること。閉会後のクレーム、トラブル等に関して、会役員に仲介を依頼する場合は役員の決定に従うこと。
- ・飲食、喫煙は所定の場所で行うこと、駐車場内における車両事故等については当事者間で解決すること。
- ・作品に付随する不用品は売主あるいは買主が処分すること。
- ・天災等不可抗力による事故に関しては、当会では債務を負わない。

第 11 条(禁止事項)

下記項目に該当した行為をしたものについては、即座に退場および今後の市場参加を認めない。

また、その際は参加料を返金しないものとする。

- ・当会員を他市場に勧誘する行為や売主買主が市場を経由せずに直接売買を行なうこと。
- ・売主・競人および出品作品等を中傷する行為、会の進行や風紀を乱す行為、窃盗等の行為。
- ・近隣の迷惑となる行為。(違法駐車、タバコやごみの投げ捨て、公衆道徳に著しく反する行為)
- ・暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。
- ・会役員の許可のない写真、動画等の撮影行為。
- ・其の他当会規約を遵守できないもの。

第 12 条(参加者登録)

- ・買主は古物商に記載された本人しか参加できない。
- ・従業員を連れてくる場合は事前に従業員登録が必要となり、原則 1 名とする。